

# 動物用医薬品

平成30年1月改訂

貯法 遮光・密封容器、室温保存

承認指令書番号	13生畜第1103号
販売開始	平成11年1月
再審査結果	平成21年7月6日

## 塩酸クレンブテロール製剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# プラニパート<sup>®</sup>

### 【成分及び分量】

品名	プラニパート
有効成分	塩酸クレンブテロール
含量	1mL中0.03mg

### 【効能又は効果】

牛：下記の場合における産科学的処置時の子宮平滑筋弛緩

- 1) 難産の原因となる胎子失位（異常胎位、異常胎向、異常胎勢）、子宮捻転
- 2) 帝王切開
- 3) 子宮脱

### 【用法及び用量】

1 頭当たり塩酸クレンブテロールとして0.3mgをゆっくりと静脈内に単回投与する。

### 【使用上の注意】

(基本的事項)

#### 1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので、獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。使用対象動物（牛）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛：食用に供するためにと殺する前9日間又は食用に供するために搾乳する前120時間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れ替えないこと。
- ・開封後は速やかに使い切ること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

#### 2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。なお、本剤の添付文書を持参することが望ましい。

(牛に関する注意)

- ・頻脈を起こすことがある。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱いに関する注意)

- ・注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く。）。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。

(専門的事項)

#### ①対象動物の使用制限等

- ・陣痛微弱の場合は使用しないこと。
- ・肉質改善等の目的で使用しないこと。

#### ②重要な基本的注意

- ・本剤の投与により子宮からの出血傾向が

強くなることもあるため、子宮出血が認められる場合は、止血剤等で処置をすること。

- ・同系統の薬剤で高血糖が起こることがあるので、高血糖牛には注意して投与すること。

③相互作用

- ・相加作用を避けるため、他のβ刺激薬及び血管拡張薬と併用しないこと。
- ・オキシトシンの効果に対して拮抗する。

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

フラニパートは塩酸クレンブテロールを主成分とする注射剤です。

クレンブテロールは子宮平滑筋を選択的に弛緩させるβ受容体刺激薬で、子宮平滑筋が弛緩することで牛の難産救助や子宮脱整復などの産科学的処置を容易に行うことが可能となります。

【包装】

50mL 1バイアル

【使用期限】

外箱・ラベルに記載

【製品情報お問い合わせ先】

ベーリンガーインゲルハイム  
アニマルヘルス ジャパン株式会社  
〒141-6017 東京都品川区大崎2-1-1  
TEL 03-6417-2800

販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町色川字平ノ上1-1

製造販売元



Boehringer  
Ingelheim

ベーリンガーインゲルハイム  
アニマルヘルス ジャパン株式会社  
東京都品川区大崎 2-1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。